

第7期第5回 全体会記録

		記録(書記)		吉田
部会名	全体会		回数	5
日時	2021年11月17日(水)	13時30分	～	15時37分
会場	中野区役所9階 第11、12会議室(対面)			
参加者 (19人)	出席：中村、宮澤、大村、大坂、石田、石川、遠藤、長沼、鈴木(久)、米内山、高橋、小高、山下、村上、鈴木(裕)、志村、関口、安西、松田 欠席：秋元、市野、上西、小川、近藤 事務局：河村課長、関村係長、齊藤係長、金井係長、西川係長、高旗係長、河野主査、篠原主査、大島主査、吉岡			
配付資料	資料1-1 知的障害者生活寮・在宅障害者(児)緊急一時保護事業の再整備について 資料2 相談支援機関会議資料 資料3 相談支援部会資料 資料4 地域生活支援部会資料 資料5 就労支援部会資料 資料6 施設系事業者連絡会資料			
検討内容				
<p>【中村会長 あいさつ】</p> <p>障害者総合支援法の報酬改定の見直しがあり、コロナの影響もあったため経営面では厳しい状況が続いている。障害のある当事者の方たちも、外出等が制限されるなど厳しい状況に置かれていると思う。</p> <p>最近、グループホームや放課後等デイサービスについて新しく見直されるということが報道されている。グループホームに関しては、東京都の通過型の一部をモデルとして、新類型を創設するという。放課後等デイサービスについては2類型に分け、現行の運営指針にある創作活動など四つの活動をすべて行う「総合支援型」と、理学療法など専門性の高い支援を提供する「特定プログラム特化型」の二つに整理することが示された。</p> <p>昨日(11月16日)、2018年4月から始まった「共生型サービス」について、障害を持つ子供と高齢者が同じ施設内で過ごす両者がぶつかるなど事故が起きることがあるが、防止するために支援員を多く配置しようとする、障害者と高齢者の公定価格の単価が大きく違う(障害者の単価が低い)ため、経営的に成り立たなくなるといったこともあり、普及していないといったことが報道された。</p> <p>もう1点、手話ができなくても聴覚障害の方とリアルタイムにコミュニケーションができるシステムを、ソフトバンクと電気通信大学が開発した。人工知能(AI)を活用して手話と音声を文字に変換し双方向のコミュニケーションを可能にするもので、すでに実用化され一部の公共機関で運用が開始されている。</p> <p>また、本日から1ヶ月間オンラインで参加できる中小企業者向けに障害者雇用支援フェアが開催されるなど、様々な動きがあるので協議会としても情報を共有しながら進めていきたいと考えている。</p>				

(議題1) 区からの報告

知的障害者生活寮・在宅障害者(児)緊急一時保護事業の再整備について(資料1-1 p2)
(河村課長)

知的障害者生活寮及び在宅障害者(児)緊急一時保護事業の具体的な整備について定めたので報告する。

整備方針として「中野区やまと荘(大和福祉作業施設を含む)」については、公募により決定した事業者が整備、運営を実施する。施設については、整備運営事業者が、現施設の除却及び新施設の整備を行い、区は解体及び整備に係る補助を行う。事業は新たに短期入所及び通所サービスを実施する。なお、緊急一時保護事業については施設整備開始前の令和4年度までの事業として実施する。生活寮については、現在、新型コロナウイルス感染症対応時の利用施設として確保しており、生活寮としての利用者はいない。また、こちらの施設は建築から51年経過し老朽化が特に進んでいるので、生活寮については先行して休止する。施設整備期間中は通所サービスの代替施設として旧中野福祉作業所を使用する。再整備後のサービス内容と定員は表のとおりとなっている。

次に、「中野区やよい荘(弥生福祉作業所を含む)」は、区が施設改修を実施し、その後、公募により決定した事業者によって事業が運営される。事業は、共同生活援助、短期入所及び通所サービスを実施する。共同生活援助には、介護者の疾病等により家族との同居が困難になった障害者に、共同生活援助や単身生活に移行するまでの半年から1年程度の中期的な期間生活支援する「ミドルステイ」の枠を設ける。生活寮及び緊急一時保護事業は令和4年度まで実施する。施設改修中は、通所サービスの代替施設として弥生児童館跡施設を使用する。再整備後のサービス内容と定員は表のとおりとなっている。

スケジュールはそれぞれ令和4年度から開始し、「中野区やまと荘」が令和7年度から、「中野区やよい荘」が令和6年度からの事業開始を予定している。

(鈴木(久)委員)

再整備後の一時保護事業の利用対象年齢について、未就学児がショートステイを利用したいがサービスがなく、困るケースが度々あるので対象に含めていただき柔軟な対応をお願いしたい。

(河村課長)

基本的には18歳以上の利用を考えているが、今後、運営事業者とも十分に調整、検討できればと考えている。

(大村委員)

対象年齢が拡大された場合、事業者の負担が大幅に増えることが考えられる。もし、一緒にするのであれば利用スペースを分けることや、児童専属の職員配置とその養成などを十分に考えてもらわないと、事業者が対応できないのではないかと思う。

(中村会長)

今後検討することになると思うが、確かに、対象を拡大することによって専門性の高い支援を行うことが難しくなることもあるので、その点は注意していく必要があると思う。

(議題5) 就労支援部会報告 (p46) ※都合により議題5から始める

(鈴木(裕)委員)

就労支援部会では9月21日、10月19日、11月16日に会議を開催した。

今年度の就労支援部会では地域への啓発をテーマとして、地域での展示等を中心に活動している。差別解消や合理的配慮の促進を目的として取り組んでいる。雇用の現場では十分に理解が進んでいない実態があり、啓発に取り組んでいる。

まず、9月1日～9月30日までJR中野駅の高架下で展示を行い、その振り返りを行った。

前年度はスマイルなかので行ったが、今回は人通りの多い中野駅の高架下に場所を移したが、立ち止まってじっくりと見てもらえる環境でもないので、興味を持っていただいた方には、区役所のホームページにリンクするためのQRコードを作成した。

作成を始めてみて気づいたこととして、区役所のホームページ内で、障害者の分野がすぐに見つからずに検索してようやくたどり着くといったことがあった。

必要な情報にすぐにたどり着けないことを考えると、ホームページの見直しも必要になると考えている。

関連して、最近、障害者福祉のしおりが発行されたが、そのしおりの存在や入手先など、必要としている人の手に届くように存在を周知する必要があるといった意見があった。

また、福祉避難所に関する情報がパンフレットや区のホームページに掲載されているが、実際に必要になったときに情報を得ることができずに機能しない可能性があるため、ほしい情報を簡単に探せるようにしてほしいといった意見があった。

その他の意見として、自立支援協議会の活動が一般の区民からわかりにくいので、わかりやすく周知する必要があるのではないか。

他の自治体では就労移行支援事業の利用者が減少しており、就労移行支援事業をやめた事業者もあると聞いているが、中野区の状況について伺いたいとの質問があったので、後日、回答をお願いしたい。↓

【補足(中野区障害福祉課より)】

区内事業所で利用者数の確認が取れている事業所は概ね減少傾向にある。公立の事業所は6名～10名の定員数に対し、令和3年4月1日時点で利用者は0～1名といった状況となっている。

昨年度は、こうした理由から、区内の事業所(株式会社)が1か所撤退している。また、定員数を減員した事業所も1か所あった。今年度も定員数を減員した事業者が1か所あった。

(様式1)

展示を実施したが、区民の反応などその効果がどの程度あったのかわからなかったので、今後の課題として、取り組んでいきたい。

次回は12月1日から1か月間、中野駅高架下で実施する予定になっている。

就労状況の補足として、緊急事態宣言解除に伴い、中小規模の面接会など、徐々に雇用状況が活発になっている。

(大村委員)

高架下の展示が考えていたよりも薄暗く内容が見えにくい。展示場所としてももう少し見やすく改善してほしい。

(宮澤委員)

制作した掲示物が見えにくい。良い場所だと思うが、今後、駅周辺の再開発とあわせて展示場所もあわせて整備など検討してほしい。

(中村会長)

区のホームページが分かりにくいという意見だったが、区としてどのように考えているか。

(河村課長)

情報が探しにくいといった意見もいただいたので、改善できるよう検討する。

(議題2) 相談支援機関会議報告 (p4)

(齊藤係長)

○第86回

事例件数は25件

主な話題として3点

- ・ヘルパーさんに対して不適切な要求をする利用者さんがいる。そのような方に対して事業者から区に対して支給決定の取り消しができないか求められたが、区としては対応できない旨を伝えた。

取り消しできる場合は、サービスの利用実績がない、利用の意向がない、他区に転居したなどが考えられるが、ヘルパーに対する不適切な要望や言動を理由に支給決定を取り消すことは難しいということも伝えた。

- ・虐待のケースについて (p13のケース21、22)

配偶者へのDVについて、家族に障害者がいる場合、被害にあった本人はシェルターや保護施設へ避難することができるが、乳幼児以外の家族は受け入れてもらうことはできないので、それぞれ、別の施設で保護を受けることになるという報告があった。

- ・区からの情報提供として、先日行われた国の社会保障審議会で、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者へのアセスメントの実施について、新たな就労アセスメントとしてその制度化について意見があった。

今まで、就労経験のない方や特別支援学校を卒業した方が就労継続B型を利用する場合に、就労移行支援事業所でアセスメントを行った後に利用を開始するという制度になっているが、このアセスメントの方法の見直しを考えているということが示された。

具体的には、十分な見立てが可能な事業所がアセスメントの主体となることや、希望者のアセスメントの実施にあたり、就業能力の可視化が可能なツールの活用、複数の機関が一緒にかかわりケース会議のような形で行うことや、サービスの支給決定前にアセスメントし支給決定を行うこと、B型だけでなく他のサービスにも対象を拡げてアセスメントを行うことなどが挙げられている。

制度が改正された場合、影響を受ける対象者や機関が多いので今後も注視していく。

○第87回

事例件数27件

主な話題として

- 就労している人の就労移行支援の利用について
移行支援の利用対象者は、就労を希望しているが単独で就労することが困難な方とされているので、原則的に就労している方はその形態にかかわらず移行支援のサービスを利用することはできないこととされている。
ただ、例外的な取り扱いもあるので相談を受けることはできる。
- ストマ利用者への支援について
蓄便袋の廃棄や廃棄の際に汚れた衣服や床の清掃、身体介助について医師法を確認し回答した。
- 知的グループホームについて
都内では入居困難だが、関東近県で新規のグループホームに入居することは可能になっている。
- 介護保険のグループホームと知的のグループホームについてどちらが優先されるのかといった話題。
- 11月から障害者総合支援法の対象となる難病の対象が増え366疾病となった。

(中村会長)

1件1件の事例を読むと、どれも深刻だと感じる。結局、ニーズに答えきれていないのが現状ではないか。当事者の自己選択について壁を作ってしまうのではないかと思う。

ヘルパーに対しての対応も、ヘルパーさんの人権などを考えると障害のある人たちの要求であっても、社会性を見極めたくうえで毅然とした対応が必要ではないかと思う。

(鈴木(久)委員)

知的障害者のグループホームの件で近隣県では空きはあるとのことだが、中野区として区内でのグループホームの整備は最優先の課題だと思う。

(様式1)

(中村会長)

住まいが変わることにより日中の活動も影響があるので、住み慣れた地域で暮らすというのはとても重要な視点だと思う。中野区として今後の検討課題だと思うが、徐々に整備が進んできていることや、不適切な運営をしている事業者が一部で存在することなど、国も数を増やすことに対して消極的になりがちだが、地域としての必要性というの踏まえて検討する必要もあるのではないかと思う。

(河村課長)

年間数件程度だが区内で新規に設立されている。事業者からも相談を受けてはいるので整備を進めたいと思うが、全体として考える必要があるので、地域の状況等を考慮しながら進めていきたい。

(中村会長)

難しい課題だと思う。一時的に必要でも将来、供給過剰になるようなことになれば事業者としては経営が成り立たなくなるので、難しさがある。

(松田委員)

介護と障害のグループホームがあった場合どちらが優先になるのかといった線引きはあるのか？

(齊藤係長)

障害福祉サービスを全く使っていない新規の身体障害者の方は、65歳以上は介護サービスというルールはある。それ以外の障害の方はケースバイケースで選択してもらえよう取り組んでいる。

(中村会長)

介護保険が優先されるということは全国的にも社会問題になっており、地域格差が大きい。行政の判断が大きく働き自治体により対応のばらつきが大きいと聞いている。障害をお持ちの方が65歳を超えたからといって障害がなくなるわけではないので、より、手厚い支援が必要になると思う。本人の支援の度合いに応じてどちらかよいほうを選ぶことができるようになれば良いと思う。

(議題3) 相談支援部会報告 (p23)

(松田部会長)

9月15日の部会で介護保険のケアマネージャーと合同で研修を行った。10月20日はその振り返りを行っている。

①ケアマネ部会との合同部会の開催 (p35)

総勢130名ほど参加しオンラインで部会を開催した。そのうちケアマネさんは100名

ほど参加している。

障害から高齢に切り替わる事例について検討した。ケアマネ部会側からのアプローチがあったが、高齢者の側でも障害福祉から介護保険に切り替わるときに課題を多く抱えていることを伺った。互いに互いの分野についてわからないことが多くあるので、今後もこのような場を設けて理解を進めていきたい。

②この数年、医療的ケア児など児童についてはテーマとして挙がっていたが、テーマが大きくまとめるところまでは進んでいなかった。その中で、児童系の事業者を中心に部会の中にワーキンググループを立ち上げ、取り組みたいという提案があり、9月から活動を始めている。

③引きこもりのケース（事例検討会テーマ）

事例検討ではテーマにはならなかったが、様々なケースがあるのではないかという意見があった。

④相談支援部会の下に「相談支援員会」（仮称）を設立することを提案

中野区内のすべての相談員がつながることができるグループを目指して検討を開始した。

確認事項として、自立支援協議会の記録や報告書等について誰がみているのか、どこで見ることができるのかといったことが毎回、委員から意見として挙がっているため、見てもらえるような工夫など考えていく必要があるのではないかと考えている。

（鈴木（久）委員）

児童は関わっている人が少ないこともあるが、議論の幅があまり広がりすぎないようにまとまったところで議論したいと思い、ワーキンググループを立ち上げた。

ワーキンググループのなかで挙がった議題として、児童発達支援の事業所が不足していることや、支給量や放課後等デイサービス、インクルーシブ教育（障害の有無に関わらず共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方）といった様々なことが挙がっている。

先月、厚生労働省でも「障害児通所支援の在り方に関する検討会（「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書について（mhlw.go.jp））」があり、同様のテーマが取り上げられているので、今後、国の委員なども招いて方向性等について勉強会などできればと考えている。

（小高委員）

介護保険だと自分のような介護度で独り暮らしをしている人はほとんどおらず、施設に入っているがほとんどだと思う。ヘルパーさんも介助の経験がないため、新しい事業所が変わったときにトイレの介助などなかなかできないことがあった。介護保険のヘルパーさんの多くは障害者の介助の経験がないのでうまく対応できずに事業所から断られ、新しい事業所を探すことになりとても大変だった。

介護のヘルパーさんも介助のコツを覚えてもらうのに時間がかかることや、ケアマネージャーも、障害者の生活自体を知らない方が多いのでギャップを感じることも多く、介護保険サービスは使いにくいと感じる。

(中村会長)

65歳になり介護保険に切り替わることにより制度が変わり、事業所やヘルパーが替わることにより、支援が変わるところか逆に被害をうけるという非常に深刻な報告だと思う。これは制度そのものの問題だけでは片づけられない問題が起こっているので、自立支援協議会としても、区にはしっかりと受け止めて対応をお願いしたい。実際に体験されている方の意見として真摯に受け止めたいと思う。

(大村委員)

脳性麻痺の方は言語障害がある人が多いので、その部分を理解して関わってもらえるヘルパーさん等の人材が不足していると思う。区としても人材育成が必要だと考えている。

(中村会長)

介護保険が優先されるという実態があったとしても、そこに対応できる人材を育成する必要があると思う。

(長沼委員)

引きこもりのケースについて、他区では聞き取りをしてくれることが多いが中野区はほとんどない。学齢期中に引きこもり、不登校になってしまったお子さんもどこかでつながっていることによって、学期の変わり目や進学タイミングで登校できるようになることもあるので、見守りをする機関が決まっていればよいと思う。他区では、子ども家庭支援センターのワーカーが関わっているが、中野区では、子ども家庭支援センターと「すこやか」の役割分担が違うこともある。

(松田委員)

先ほどのワーキンググループがなぜできたのかということにも関わってくるが、自分は大人を担当しているので児童については分からない。同じように協議会に参加している相談支援事業所のほとんどは大人を対象としているので、ワーキンググループには部会に参加していない児童系の事業所にも加わってもらっている。

(中村会長)

国は、高齢、障害、児童と別れていた分野を統合してワンストップサービスとして相談に乗れるように指針を示しているが、実態としては専門性の高い分野では互いに支援しきれていないことが課題として現れた一つの例だと思う。制度のせいにしてしまうことはできないが、区のなかでできることは取組んでいきたいと思うので、どこかのタイミングで検討しなければならないと思う。全体会としても皆さんから意見をいただきながら今後の検討課題として取り組んでいければと思う。

(関口委員)

家族支援や居住支援など武蔵野市では事業者へ委託をしており、参考になるのではないかと。

(中村会長)

アウトリーチすると家族全体に対する支援が必要なケースは多くあるので、全体を受け止めるような機関が必要だと思う。

(齊藤係長)

引きこもりの方の支援について、社会福祉協議会が家族も含めた支援を行うことができるように調整していると伺っている。

(議題4) 地域生活支援部会報告 (p 36)

(志村部会長)

9月と10月の2回部会を開催し、9月はオンラインで10月は対面で実施した。

9月の部会では、地域の社会資源を知るということをテーマにオンラインで各委員が所属している事業所の見学会を実施した。グループホームの部屋の様子や普段あまり見ることができない事務所の様子などを、画面を通して見学することができた。

9月の部会の後半と10月の部会では、11月19日に開催される居住支援セミナーの企画について打合せを行った。今回の居住支援セミナーの取組の大きな変化として、地域生活支援部会と今年3月に立ち上がった中野区居住支援協議会との共催として企画している。また、今までは、中野区内でグループホームを増やしていくことをテーマにしていたが、今年度は住まいの確保として、民間の賃貸住宅で生活するために住まいを確保するという視点で講座の組み立てを行っている。

2部構成で開催し、1部では東洋大学ライフデザイン学部の山本先生から、障害のある方が住まいを確保するためには、行政の政策や民間事業者などがどのように動いていけば住まいの確保が進んでいくのかといった総論的なお話をさせていただく。2部では中野区居住支援協議会の取組などについて住宅課の方からご説明いただいた後、福祉的立場の支援者と不動産会社の協働によって、障害のある方の住まいの確保が進んだという事例の紹介を私(志村部会長)と不動産会社の方との対談形式で進めていく。

オンラインでの実施を予定しており、今日時点で120名ほどの方から参加希望を頂いている。

(中村会長)

民間の不動産会社の方もセミナーに参加されるのか。

(志村部会長)

はっきりと確認できていないが、数は少ないが何社かの不動産屋さんから参加申し込みが

(様式1)

あったと聞いている。この点については以前からの課題だが、不動産屋さんや大家さんには力を入れて参加を呼びかけてはいるが大勢が参加する状況には至っていない。

今回は中野区以外の近隣の自治体の住宅施策にかかわる行政担当者からの申込が多いので、どこも同じような課題を抱えていることがうかがえる。

(中村会長)

先ほど、相談支援部会の話に戻るが、自立支援協議会の記録等についてどのように周知されているのかという質問があったが、これらは中野区のホームページで公開されているのか？

(事務局 大島)

3年ほど前から滞っている。原因としては個人情報等の問題もあり内容として掲載してよいのかという議論が内部であり、公開が止まっている状況となっている。再度、内容等検討確認して公開を進めたいと考えている。

(中村会長)

こちらに参加されている委員、団体をはじめ区民の方に知ってもらおうということがとても重要な取り組みになると思うので、どこまで公開するかということ工夫してもらいながら、自立支援協議会の活動内容を広報できればと思う。

(松田委員)

区民に対してどのように情報を届けるのか考えてほしい。ホームページだけでなく、たとえば発表会のような様々な手段や方法を、この協議会で検討していければ良いと思う。

(議題6) 障害者差別解消部会報告(資料なし)

(高橋部会長)

9月9日に開催し、出前講座や事例検討など行った。出前講座について区内の小中学校にチラシを配布したが反応があまりない。どのような話を聞くことができるのかより具体的な内容をこちらから示す必要があると感じている。

明後日、11月19日に差別解消部会として初めての出前講座を武蔵台小学校で行う予定をしている。パラリンピックの開催により皆さんの意識が高まっているので、当事者としての理解促進を活発にできるチャンスだと思っている。提供する側の心づもりや話す内容について、よりふさわしいものを組み立て差別解消部会として何らかの活動ができればと考えている。

今後、活動するに際して子供たちにアンケートを行いたいと考えており、次回の部会で委員の皆さんと検討し、少しでも成果が上がるように工夫をして取り組んでいきたい。

(中村会長)

障害のことを理解するにもそのような機会が少ない。我々自身が発信していくことや小さ

(様式1)

いころから教育の場で学ぶ機会を作ることはとても大事な取り組みになると思う。

また、差別解消法が国民に理解されていないこともあると思う。何をどう理解するのかと
いったところから始めなければならないと思うが、地道な活動が広がっていくこともあるし
パラリンピックを通して、障害があってもアスリートとして社会を驚かせる力を持っている
ことなどアピールしていければと思う。

(大村委員)

息子のヘルパーさんが、コロナの陽性反応があったため自分と息子が濃厚接触者となった
ので、2週間外出しないでくれと保健所から連絡があった。その際にPCR検査はどこで受
ければよいかと聞いたところ、「今、保健所は手いっぱい検査はできない」と言われた。
連絡があった保健所と別の地域に住んでいるので、どこか検査をしてくれる医療機関がない
か聞いたところ、「管轄が違うのでそちらのことは存じ上げません」と返答された。

翌日、医療機関に電話をかけたところ1か所往診してもらい検査をしてもらえる医療機関
を見つけたので検査してもらったが、保健所からは初めの電話の後は全く連絡がなく、検査
結果などどこに連絡すればよいのかわからず戸惑った。初回の連絡時に連絡先などについて
あらかじめ案内してもらわないと困ることになる。結果は陰性だった。周囲への影響を考え
てずっと家にいたが、その間も何の対応もない状況が続いた。感染者が増えていた時期だが、
もう少し心ある対応できるよう専門職など職員を育てていただきたい。

(中村会長)

国の方策として保健所を減らしてきたことが、対応しきれない状況の原因になっていると
思う。感染が疑われるような状況になると、ヘルパーさんが派遣されないなど生死につな
がることにもなるので、しっかりと受け止める力が地域のなかでも必要になると思う。そのよ
うな時、我々の仲間にご相談いただいて互いに、情報交換ができるとうい関係が作ってい
けると思う。

(関口委員)

先日、日弁連の人権大会が開かれ、今回「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議
([2021.pdf \(nichibenren.or.jp\)](#))」が採択された。

内容としては、2035年までに障害者権利条約の求める人権水準を精神障害者にも実現
しようという内容になっている。そこには強制医療の見直しなどが含まれ、画期的な内容と
なっている。ロードマップも示されているのでこれからの精神医療を動かしていくひとつの
大きな力になっていくと思うので、紹介する。

(中村会長)

障害者権利条約とSDGs ([SDGs_pamphlet.pdf \(mofa.go.jp\)](#)) が相当、障害分野の制度や
障害のある人たちの人権について後押ししてくれると思うので、うまく利用しながら社会を
変えていけるように努力していきたいと思う。

(様式1)

(議題7) 施設系事業者連絡会 (p57)

(村上部会長)

10月21日に第70回をオンラインで実施した。

今年から、報酬改定に伴いBCP(事業継続計画)を災害と感染症の2つの計画の策定と研修や訓練の実施が義務付けになっており、各事業所の計画の策定や訓練等の実施状況について確認した。

施設によっては2次避難所に指定されている事業所もあるので、事業所としての計画とは別に、2次避難所としての対応も求められる状況がある。

昨年、区と情報交換する機会があったが、発災の時間帯や状況によっては利用者さんの対応や避難物資の搬入など難しい課題があるということを共有した。

また、新型コロナウイルスの対応についても共有した。災害対策や感染症対策を共有したところで共通の課題として、複数の事業所が関係するような場合、各施設や機関の対応基準がバラバラなので、その部分のすり合わせも必要になってくる。また、コロナ禍にあっては感染対策も盛り込んで考える必要があり、未策定、策定中の事業所が多くあったので、各事業所で内容について共有しより良いものにしていければという話があった。

そのほかには、コロナの影響で中止されていたプログラム活動やイベントなどの実施状況についても情報交換を行った。

(中村会長)

BCPの取組を中心に意見交換されたようだが、コロナもそうだが近年続いて発生している自然災害は、予測できないような状況が起こる可能性があると思う。直下型地震などの発生による大規模な災害などに対しても備えておくということが大事になる。これは、どこかのために作るというよりは自分たちを守るために作り備えておき、いざという時は協力し合い連携するために情報を共有する大事な取り組みだと思う。

(議題8) 居宅系事業者連絡会報告(資料なし)

(事務局 高籓係長)

新型コロナウイルスの影響で連絡会は開催していない。利用者さんのなかには難病や障害等の理由によりワクチン接種を行うことができない方がいるので、心配をかけさせないことを考え開催していない。

ただ、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきている状況ではあるので、来年1月中旬をめどに再開したいと考えている。

(議題9) その他

(米内山委員)

中野区聴覚障害者福祉協会では、昨年3月に手話言語条例が制定されたあと、コロナウイルスの影響で活動が止まっていたが徐々に動き始めている。まず、小学生を対象に区内の北と南で1回ずつ手話教室を行い、中野区民向けにやさしい手話教室を10回開催した。また、武蔵台小学校からの依頼により当協会のメンバーが出向き活動を始めている。

(様式1)

2次避難所に関する提案として、以前、配布されていたと思うが、自分の住んでいる地域の避難所の表があるが、その中には高齢者や障害者、乳幼児などの記載はあるが、聴覚障害者の記載がなく、どこの避難所に行けばよいか分からない。まずは、近所の避難所に行くことになるが、課題として情報保障が弱いので、聞こえないという面からの不安がある。手話通訳者をすべての避難所に配置してもらえればよいが人数にも限りがあるので、現在、手話通訳者の連絡会とネットワークを作りどのように対応するか協議をすすめている。

例えば、特定の避難所に集まることができるようになれば、コミュニケーションをとることができ安心できると思う。今後、案がまとまったら自立支援協議会に提案するので、ご協力をお願いしたい。

(中村会長)

災害時の手話通訳者の派遣は人数の問題等から、すべての避難所への対応は難しいと思うが、視野に入れて防災計画のなかで障害の特性に応じた避難場所や支援方法の検討などができればよいと思う。

(米内山委員)

防災だけではなく災害発生後のことも考えていきたいと思う。

(関口委員)

11月23日にTV番組のディレクターの青山浩平さんを招いて、JR大崎駅の南部労政会館で「医療観察法を廃止しよう！全国集会」を開催する。オンラインでも参加できるので、興味関心のある方は参加いただきたい。

(志村委員)

精神障害の「にも包括」の構築について推進されているが、中野区では保健所に事務局を設置し、地域精神保健連絡協議会という会議体がつくられている。そこには、医療機関の方が多く参加されているが、一方で、精神障害の特性として疾病と障害が併存するとらえ方に基づけば、当然、医療だけではなく福祉的なアプローチも必要になることを考えたときに、福祉の部分をしっかり取り扱って考える推進機関として、この自立支援協議会を活用できればよいと考えている。

これを考えることは精神障害だけではなく、他の障害のある方の地域包括ケアシステムにも共通するところがあると思うので、そのような波及効果も含めて意義のあることではないかと考えている。

(中村会長)

自立支援協議会は障害者自立支援法で自治体の努力義務として設置されている。基本的には協議会なので地域にある社会資源が集まり、区の障害福祉に関して情報共有しながら検討し、解決できる課題は解決することになると思う。障害者という位置づけであらゆる分野の方ができるだけ委員として参加していただくということで区も工夫して委員を選出されて

(様式1)

いることと思うので、各部会で障害のある人たち全体を網羅する形で検討していただければと考えている。

(宮澤委員)

7月の会議で地域包括ケア総合アクションプランの説明があり、その件で区から意見照会があったので回答した。差別解消部会での出前講座などの活動を掲載してもらいたいと思い、担当部署に出向いたが、担当部署ではその活動について把握できておらず、区役所内での連携や情報共有ができていないと感じた。それぞれが頑張っている活動していても連携していなければあまり意味がないように思える。

(中村会長)

地域包括が包括できていないということになると思うが、行政だけでなくこの組織でもありがちなことだが、率直にご意見いただくことはとても重要なことだと思うので、検討して前に進めていきたいと思う。

(河村課長)

第7期全体会の在り方について開催頻度や内容について、事務局にご意見を頂ければと考えている。

(中村会長)

今日の全体会のなかでも、自立支援協議会の役割や広報のしかた、事務局との連携などいろいろな課題を頂いたと思うので、皆さんから率直なご意見を出していただければと思う。

次回、3月16日の全体会でこの件について協議したいと思う。ほかにご意見等なければ、本日予定していた議題は以上で終了です。ありがとうございました。

(15:37終了)

備 考

次回日程：令和4年3月16日(水) 13:30 ~
場 所：スマイルなかの4F 多目的室